

アジア観光誘客（台湾）
企画運営業務
公募型プロポーザル

仕様書

令和6（2024）年3月
郡山市産業観光部観光課

第1 総則

1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、アジア観光誘客（台湾）企画運營業務（以下「本業務」という。）について受注者に求めるサービス水準を示したものである。（この水準は、最低限又は基本の条件として定めたものであり、同等以上の提案を妨げるものではない。）

なお、本仕様書は、別紙募集要項、その他郡山市（以下「本市」という。）が本業務に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

2 本業務の目的

本市では、令和5年度に「アジア観光誘客推進企画運營業務」において、台湾からインフルエンサー等3名をモニターとして観光資源を活用したツアーを実施し、12月には「台湾観光プロモーション運營業務」として日本東北遊楽日2023に出展し、東北観光商談会への参加、教育旅行関係者、台湾現地旅行会社（以下「旅行会社」という。）を訪問し、意見交換を実施した。その結果、約3年ぶりに福島空港と台北桃園空港を結ぶ定期チャーター便が運航（令和6年1月16日から3月29日）されることに伴い、視察のために来日した台湾旅行会社等の関係者が表敬訪問いただくなど関係構築したところである。

さらには、福島空港定期チャーター便が10月末まで運航継続され、より一層、台湾に向けた戦略的なインバウンド施策が必要であることから、福島県や近隣自治体と連携し、台湾プロモーションを実施していく必要がある。

以上のことから、令和5年度に形成した繋がりを継続・拡大し、団体旅行や教育旅行受入のためのセールス、商品造成の働きかけを行い、アジア観光誘客戦略を推進することを目的に本業務を実施する。

3 提案の留意事項

- (1) 本業務の対象地域は、「台湾」とする。
- (2) 提案上限金額の範囲内で、独自の有効な誘客施策の提案を実施することができる。
- (3) 提案に当たっては、本市ウェブサイト上の「旅行会社向け提案資料」を確認の上、提案すること。

※参考 本市による台湾の取組

年度	施策	参照
令和5年度	<ul style="list-style-type: none">・インフルエンサー等のモニターツアー実施・台湾向けOTAサイトへ体験コンテンツ掲載・東北遊楽日2023への出展・旅行会社の本市への視察	別紙1 モニターツアー行程表 別紙2 出展結果

第2 委託業務の内容・要求水準等

本市では、委託業務において、以下スケジュール・内容を想定しているため、それに合わせた提案を実施すること。なお、これらの外、本事業の目的等を踏まえ、有意義であると考えられる内容については、提案すること。

実施月	内容
7月	現地訪問（1回目）教育機関、旅行会社訪問
8月	台湾教育機関向け国内視察ツアーの実施
9月	旅行会社向けファムツアーの実施
11月	現地訪問（2回目）台湾国際旅行博2024（以下「ITF2024」という。）への出展・旅行会社との商談
12月	現地訪問（3回目）東北遊楽日2024への出展・旅行会社との商談

1 現地訪問によるプロモーションの実施（7月・11月・12月）

（1）共通事項

ア 渡航及び現地滞在に係る手配・支払

渡航及び現地滞在に係る手配を以下のとおり実施すること。なお、全体スケジュール（案）を提案すること。

- （ア）渡航及び交通の手配を行うこと。
- （イ）渡航予定の職員は、1回目は3人、2回目以降は2人を想定している。
- （ウ）国内移動（往復）の手配をすること。郡山駅から利用する空港までは鉄道移動を原則とする。
- （エ）台湾への移動は、福島空港活用を優先すること。
- （オ）国際線航空券（往復）を手配すること。往復直行便・エコノミークラスを人数分確保すること。
なお、格安航空会社を活用することも可能とする。
- （カ）燃油付加運賃・空港諸税は、事業費に含むものとする。
- （キ）台湾内の移動手段については、提案によるものとする。

イ 派遣職員の宿泊の手配・業務として生じた費用の支払

- （ア）滞在期間中のホテルはシングルルーム（朝食付き）を想定している。
- （イ）宿泊ホテルは台北市内とし、ホテルの選定理由を明確にすること。
- （ウ）安全性（事故防止や治安対策）が確保されている施設とすること。
- （エ）その他派遣職員の業務として生じた費用については、事業費に含むものとする。

ウ 通訳兼現地ガイド（以下「ガイド」という。）の手配

- （ア）本市の状況を理解している日本語及び台湾語が話せるガイドを1人配置すること。
- （イ）ガイドは、派遣職員の台湾現地での全行程に同行すること。なお、全行程とは、原則9時から17時までとする。
- （ウ）ガイドの業務として生じた飲食代、交通費、宿泊費等は事業費に含むものとする。
- （エ）ガイドの居住地は問わない。

エ 通信環境の手配及び緊急時対応

- （ア）無線LAN Wi-Fi ルーターを人数分手配すること。
- （イ）緊急連絡網を整備し、行程の変更、不測の事故等に迅速に対応できること。

- (ウ) 航空券の遅延やキャンセル、派遣職員・関係者等に緊急事態が起きた場合、代替手段を速やかに手配すること。なお、派遣職員は事前に海外旅行保険に加入するものとし、海外旅行保険に係る費用は事業費に含まないものとする。
- (エ) 各現地プロモーションにて、表面日本語、裏面繁体字の渡航者の名刺を 200 枚印刷すること。
- (オ) その他事業遂行上、必要な費用については、事業費に含むものとする。

(2) 現地訪問 1 回目 (7 月)

【全体行程概要】以下の項目の外、有意義であると考えられる内容の提案は妨げない。

行程	地域	内容
1 日目	本市→台湾 (台北市内)	出国、現地到着
2 日目	台湾 (台北市内)	現地教育機関訪問、交流、意見交換
3 日目	台湾 (台北市内)	旅行会社訪問
4 日目	台湾 (台北市内) →本市	出国、帰国

ア 教育機関への訪問

- (ア) 本市への教育旅行の誘致を行うため、現地教育機関へ訪問するものとする。
- (イ) 行程上、2 日目に現地教育機関へ 2 か所程度の訪問を予定する。
- (ウ) 本市で想定している現地教育機関 (臺北市立大安高級工業職業學校・南港高級工業職業學校) があるものの、代替となる場合も想定し、訪問先を提案すること。なお、アポイント等についても実施すること。
- (エ) 行程・実施する内容については、提案に基づき、協議により決定するものとする。

イ 旅行会社訪問

旅行会社訪問の行程・相手方を提案すること。なお、3 社程度への訪問を想定している。

- (ア) 行程上、3 日目に旅行会社訪問を予定する。
- (イ) 旅行会社との関係性の向上のため、名刺交換、情報交換等、懇談する機会を設けること。
- (ウ) 本市と協議により決定した訪問先へのアポイントを実施すること。
- (エ) 行程・実施する内容については、提案に基づき、協議により決定するものとする。

(3) 現地訪問 2 回目 (11 月)

【全体行程概要】以下の項目の外、有意義であると考えられる内容の提案は妨げない。

行程	地域	内容
1 日目	本市→台湾 (台北市内)	出国、現地到着
2 日目	台湾 (台北市内)	ITF2024 での旅行会社商談
3 日目	台湾 (台北市内)	旅行会社訪問
4 日目	台湾 (台北市内) →本市	出国、帰国

ア ITF2024 関連事業である商談会への出展 (ブース出展なし)

- (ア) 主催者の開催要項に沿い、出展に係る各種調整や手続きを行うこと。
- (イ) 出展料を期限内に支払うこと。
- (ウ) ITF2024 が開催されない場合は、代替となる商談会を提案すること。

(エ) 行程・実施する内容については、提案に基づき、協議により決定するものとする。

イ 旅行会社訪問

旅行会社訪問の行程・相手方を提案すること。なお、3社程度への訪問を想定している。

(ア) 行程上、3日目に旅行会社訪問を予定する。

(イ) 旅行会社との関係性の向上のため、名刺交換、情報交換等、懇談する機会を設けること。

(ウ) 本市と協議により決定した訪問先へのアポイントを実施すること。

(エ) 行程・実施する内容については、提案に基づき、協議により決定するものとする。

(4) 現地訪問3回目 (12月)

【全体行程概要】以下の項目の外、有意義であると考えられる内容の提案は妨げない。

行程	地域	内容
1日目	本市→台湾(台北)	出国、現地到着
2日目	台湾(台北)	東北遊楽日2024でのエージェント商談
3日目	台湾(台北)	現地エージェント訪問
4日目	台湾(台北)→本市	出国、帰国

ア 東北遊楽日2024関連事業である商談会への出展(ブース出展なし)

(ア) 主催者の開催要項に沿い、出展に係る各種調整や手続きを行うこと。

(イ) 出展料を期限内に支払うこと。

(ウ) 東北遊楽日2024が開催されない場合は、代替となる商談会を提案すること。

(エ) 行程・実施する内容については、提案に基づき、協議により決定するものとする。

イ 旅行会社訪問

旅行会社訪問の行程・相手方を提案すること。なお、3社程度への訪問を想定している。

(ア) 行程上、3日目に旅行会社訪問を予定する。

(イ) 旅行会社との関係性の向上のため、名刺交換、情報交換等、懇談する機会を設けること。

(ウ) 本市と協議により決定した訪問先へのアポイントを実施すること。

(エ) 行程・実施する内容については、提案に基づき、協議により決定するものとする。

2 台湾教育機関向け国内視察ツアーの実施(8月)

(1) 台湾教育機関の関係者の招請

台湾教育機関の関係者を招請すること。7月に訪問予定である教育機関の関係者をはじめ、招請可能な台湾教育機関の関係者について、企画提案書内で提案すること。また、招請に必要な費用については、事業費に含むものとする。

(2) 国内視察ツアーの企画、実施・運行管理

以下の要件により、企画し、実施・運行管理を実施すること。

ア 企画

体験コンテンツを組み合わせた行程表を以下のとおり作成し、本市と協議の上、決定すること。

なお、想定している行程表を企画提案書内で提案すること。

(ア) 行程内に郡山市長への表敬訪問を含むこと。(1日のうち、1時間程度)

(イ) 行程は、2泊3日を基本とし、企画提案書等に基づき、協議により決定する。

- (ウ) 実施回数は、1回とする。
- (エ) 招請者は、3名以上とし、企画提案書等に基づき、協議により決定する。
- (オ) 昼食代等、必要に応じて招請者から実費徴収することができる。
- (カ) 体験コンテンツのアレンジや磨き上げについて必要に応じて助言すること。

イ 実施・運行管理

本市と協議の上決定した行程表に基づき、視察ツアーを実施・運行管理を行うこと。

- (ア) 招請者の往復航空券を手配すること。
- (イ) 招請者の募集を実施すること。
- (ウ) 招請者の移動手段・宿泊・食事・体験、その他必要な手続きを手配すること。
- (エ) 招請者の運行管理、コーディネートを実施すること。

(3) 視察ツアーにおける通訳案内

視察ツアーの参加者に応じた通訳を配置すること。

なお、配置する通訳は、選定理由を記載し、企画提案書内で提案すること。

(4) アンケート調査の実施

ツアー終了後、速やかにアンケート調査を実施し、参加者の意見をもとに改善策を示すこと。

3 旅行会社向けファムツアーの実施（9月）

(1) 旅行会社の招請

旅行会社を招請すること。なお、招請可能な旅行会社のリストや選定理由について、企画提案書内で提案すること。また、招請に必要な費用については、事業費に含むものとする。

(2) ファムツアーの企画、実施・運行管理

以下の要件により、ファムツアーを企画し、実施・運行管理を実施すること。

ア 企画

体験コンテンツを組み合わせた行程表を以下のとおり作成し、本市と協議の上、決定すること。

なお、想定している行程表を企画提案書内で提案すること。

- (ア) 行程は、2泊3日を基本とし、企画提案書等に基づき、協議により決定する。
- (イ) 実施回数は、1回とする。
- (ウ) 招請者は、3社から1名ずつ計3名以上とし、企画提案書等に基づき、協議により決定する。
- (エ) 昼食代等、必要に応じて招請者から実費徴収することができる。
- (オ) 体験コンテンツのアレンジや磨き上げについて必要に応じて助言すること。

イ 実施・運行管理

本市と協議の上決定した行程表に基づき、視察ツアーを実施・運行管理を行うこと。

- (ア) 招請者の往復航空券を手配すること。
- (イ) 招請者の募集を実施すること。
- (ウ) 招請者の移動手段・宿泊・食事・体験、その他必要な手続きを手配すること。
- (エ) 招請者の運行管理、コーディネートを実施すること。

(3) ファムツアーにおける通訳案内

ファムツアーの参加者に応じた通訳を配置すること。

なお、配置する通訳は、選定理由を記載し、企画提案書内で提案すること。

(4) アンケート調査の実施

ツアー終了後、速やかにアンケート調査を実施し、参加者の意見をもとに改善策を示すこと。

4 報告書作成

業務の成果がわかるよう実施報告書を作成すること。また、報告書内には、本市が今後実施すべき取り組みを記載すること。

第3 成果品

1 完了検査

実施報告書を提出し、完了検査を受けること。成果品の所有権、著作権等の一切の権利については、全て本市に帰属するものとし、本市の承諾なしに使用、公表してはならない。

2 実施報告書の規格及び提出先

- (1) 原則、A4版、縦型、横書きとし、PDF及びPDF以外の加工可能な電子データで提出すること。
- (2) 提出先は、本市産業観光部観光課とする。
- (3) その他業務で生じた成果品については、併せて提出すること。

第4 その他留意事項

- 1 業務全体を管理・統括する業務責任者を置くこと。本市との連絡は原則として、この業務責任者を通して行うこと。
- 2 本業務に関する打合せを必要に応じて随時行うこと。
なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- 3 本業務の実施に当たっては、本市と十分な協議の上、本市の意向に沿った提案助言等を行うこと。
また、本市に必要な事項について、受注者は、積極的に提案を行うこと。
- 4 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受注者の負担とする。
- 5 受注者が自ら所有する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- 6 本業務の遂行において、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）を使用する場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- 7 本業務の履行に当たり疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。
- 8 受注者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。
- 9 令和6年4月1日以降に所属名称が変更した場合においては、観光課と読み替える。

アジア観光誘客（台湾）
企画運営業務
公募型プロポーザル

募集要項

令和6（2024）年3月
郡山市産業観光部観光課

第1 事業の概要

1 本募集要項の位置づけ

本募集要項は、アジア観光誘客（台湾）企画運営業務委託の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するに当たり、条件を示したものである。

2 業務名

アジア観光誘客（台湾）企画運営業務（以下「本業務」という。）

3 業務内容

本業務仕様書（別添）のとおり

4 業務期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

5 提案上限金額

8,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

6 留意事項

本業務仕様書に掲げる全ての項目において、サービス水準を示しているが、参加者はその他必要な項目を検討し、提案書においてサービス向上につながるものを提案すること。

第2 参加資格要件等

1 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 過去5年間（平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間）に、本業務と同種又は同類の業務経験を有していること。
- (6) 旅行業法（昭和27年法律第239号）の必要な資格を有する者を配置すること。

2 共同企業体

共同企業体によりプロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
- (2) 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として発注者と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は発注者に対して全ての責任を負うものとする。
- (3) 前項第1号から4号までの要件については、共同企業体の全構成員が満たしていること。
- (4) 前項第5号の要件については、共同企業体のうちいずれかの構成員が満たしていること。

第3 公募の手続きに関する事項等

1 公募及び選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは以下のとおりとする。

公募開始	令和6年3月25日(月)
公募に関する質問書受付	令和6年4月3日(水)
公募に関する質問書回答	令和6年4月5日(金)
参加申込書及び提案書類の提出期限	令和6年4月19日(金)
提出書類に対する質問	令和6年4月24日(水)
提出書類に対する質問への回答期限	令和6年4月30日(火)
審査、決定及び選定結果通知	令和6年5月上旬予定
契約の締結	令和6年5月中旬予定

2 質問受付及び回答

本業務に関する質問の受付及び回答公表については、次のとおりとする。

(1) 提出書類・提出方法

質問は、別紙3「質問書」に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には本業務名称及び「質問書」と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。また、受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

(2) 送付先は、第7の2とする。

(3) 質問への回答公表

質問及び質問に対する回答は郡山市ウェブサイトで公表する。

「郡山市ウェブサイト—入札・契約ポータルサイト—入札情報—その他の業務」

ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

3 参加申込書及び提案書類の提出

参加者は、参加申込書及び提案書類（以下「提出書類」という。）を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限 **令和6年4月19日(金)** 17時15分まで

(2) 提出場所 郡山市役所西庁舎4階 郡山市産業観光部観光課

(3) 提出書類 第3の4のとおり

(4) 提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く日の8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。）とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とすること。また、提出書類の電子データをファイル便等に格納の上、電子メールにて提出すること。

4 提出書類

様式 番号	書式名及び記載内容	サイズ	枚数 制限
様式 1	参加申込書	A4	1 枚
様式 2	宣誓書	A4	1 枚
様式 3	企画提案書 ・各現地訪問(計 3 回)の内容、詳細 ・教育機関向け国内視察ツアーの内容、詳細 ・旅行会社向けファミツアーの内容、詳細	A4	上限 30 ページ 任意様式
様式 4	業務実績表	A4	1 枚
任意様式	参考見積書	A4	1 枚
任意様式	会社概要	—	—
任意様式	商業登記履歴事項全部証明書	—	—
任意様式	貸借対照表及び損益計算書(2 期分)	—	—
任意様式	納税証明書の写し(国税及び郡山市税) ※法人税及び消費税等について未納税額がない証明、郡山市税については、市内に納税義務を有する場合のみ	—	—

- (1) 提出書類の作成に当たっては、明確・具体的に記入の上、提出すること。
- (2) 造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。
- (3) 他の様式や補足資料に関連する事項が記載されている等、参照が必要な場合には、該当するページを記入すること。
- (4) 分かりやすさ及び見やすさに配慮し、提出書類で使用する文字の大きさは、原則として 10 ポイント以上とし、適度な行間を設けること。ただし、説明図表・計算書類等に使用する文字はこの限りではない。
- (5) 各様式の枠内に記載されている注記事項については、削除した上で提案内容を記載すること。
- (6) ページ数に制限がある場合は、それを遵守すること。
- (7) 提案内容について、要求水準以上の提案、特に強調したい箇所、重要と考える箇所等は、ゴシック体の使用、太字、下線等により見やすくするための工夫をすること。
- (8) 提出書類は片面印刷とすること。
- (9) 正本 1 部、副本 5 部を提出すること。

5 提案における留意事項

(1) 公正性の確保

参加者は、次の禁止事項に抵触した場合には、本業務への参加資格を失うものとする。

- ア 参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。
- イ 参加者は競争を制限する目的で提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に提案内容等を定めなければならない。
- ウ 参加者は、候補者の決定前に他の参加者に対して、提案内容等を意図的に開示してはならない。
- エ 参加者やそれと同一と判断される団体等が、本業務に関して、審査員に面談を求めたり自社の PR 資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

(2) 申込に伴う費用の負担

申込に伴う費用は、全て参加者の負担とする。

(3) 募集のとりやめ等

参加者が連合又は不穏な行動をなす等の場合において、公正に申込を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該参加者を参加させない又は募集を延期若しくはとりやめることがある。なお、契約締結後、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(4) 提出書類の取扱い

ア 著作権

提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、発注者は、本業務の公表及びその他、発注者が必要と認める場合、提出書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

第4 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第5 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 アジア観光誘客（台湾）企画運営業務に係るプロポーザル選定委員会設置要綱（令和6年3月25日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 審査については、提出書類による書面審査により行う。
また、必要に応じて提案書類に対する質問を行うため、回答期限までに回答すること。
- 3 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。
なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。
 - (1) 事業者名
 - (2) 契約候補者名及び次順位者名
 - (3) 各参加者の評価点
 - (4) 審査の経過及び審査委員

第6 契約条件

- 1 提出された提案書類について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第4 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、免除とする。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 支払いについては、全ての業務完了後に支払うものとする。

第7 業務の実施に関する事項

- 1 誠実な事業の遂行
事業者は、契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。
- 2 関係機関との協議
事業者は、関係機関と複数回の協議を行い、業務を実施すること。

第8 その他

- 1 留意事項
 - (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
 - (3) 参加申込及び提案書類に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
 - (4) 提出された書類は返却しない。
 - (5) 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
 - (6) その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）及び実施要領による。
 - (7) 令和6年4月1日以降に所属名称が変更した場合には、観光課と読み替える。

2 問合せ先

郡山市産業観光部観光課

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-2621

電子メール kankou@city.koriyama.lg.jp

台湾モニターツアー

テーマ：自然体の「可愛い」体験フォトツアー

日程： 10/11（水）-10/13（金）

同行者 参加者 3名

通訳 1名

事務局 3名～4名

備考

	開始	終了	所要	場所	概要
1日目 10/11 (水)	11:20	12:00	0:40	郡山駅東口ロータリー	あいさつ等
	12:00	12:30	0:30	移動	
	12:30	13:30	1:00	シズク カフェ	昼食
	13:30	14:00	0:30	移動	
	14:00	15:30	1:30	ファッションタイム 着付け体験	体験①
	15:30	16:00	0:30	移動	
	16:00	17:30	1:30	21世紀記念公園麓山の杜、美術館 フォト体験	体験②
	17:30	17:45	0:15	移動	
	17:45	20:45	3:00	駅前ホテル・バーホッピング	夕食・宿泊
2日目 10/12 (木)	9:00	9:00		朝食・準備	
	9:00	9:30	0:30	移動	
	9:30	11:30	2:00	デコ屋敷 ガイドツアー	体験③
	11:30	11:45	0:15	移動	
	11:45	12:45	1:00	たむら屋	昼食
	12:45	12:55	0:10	移動	
	12:55	13:55	1:00	高屋敷稲荷神社	体験④
	13:55	14:25	0:30	移動	
	14:25	15:55	1:30	あぐりあ フルーツ食べ比べ体験	体験⑤
	15:55	16:25	0:30	移動	
	16:25	16:55	0:30	地元スーパー体験	体験⑥
	16:55	17:25	0:30	移動	
	17:25	17:25		ホテル華の湯	宿泊・夕食
3日目 10/13 (金)	9:00	9:00		ホテル出発	
	9:00	9:30	0:30	移動	
	9:30	10:30	1:00	道の駅猪苗代 ショッピング	
	10:30	10:45	0:15	移動	
	10:45	15:15	4:30	Roots猪苗代 BBQランチ、サウナ体験	昼食・体験⑦
	15:15	16:15	1:00	移動	
	16:15	16:15		解散	

台湾観光誘客プロモーション事業報告

日程 2023年12月7日(木)～12月12日(火)

場所 台湾(台北)

事業内容

- (ア)台湾観光商談会「日本東北遊楽日2023」への出展
- (イ)東北旅行セミナー・商談会
- (ウ)現地旅行会社への訪問、意見交換



<日本東北遊楽日>

(概要)

一般社団法人東北観光推進機構が主体となり、2014年にスタートした東北地域の特色ある魅力を訴求する東北PRイベント。

事業当初は約2万人の来場規模であったが、2016年には、10万人を動員するイベントへ成長。

【日程】2023年12月8日(金)～12月10日(日)

【場所】華山1914文化創意産業園區

【来場者】93,140人



2日目 東北観光セミナー・商談会



東北観光セミナー:14:00~14:40 商談会:14:45~17:45

○商談件数 28社36人と商談（本来は最大15社予定）/郡山市

○商談件数 25社と商談 / 磐梯熱海温泉協同組合

内容

○目新しいコンテンツを探している(特に安積蒸留所のウイスキー体験に興味あり)

○団体旅行メイン、郡山市に下見に行きたいという事業者多数

3日目 日本東北遊楽日2023 1日目



○時間 10:00~18:00

○会場全体来場者 44,859人

○アンケート回答者(郡山市) 439人(本来、2日間で目標400人)

内容

○ガチャガチャと試食(どら焼き)の効果で、1番賑やかなブースとなった

○旅行会社もブースに来て商談、一般利用者はチャーター便で来訪予定者が多数来場

4日目 日本東北遊楽日2023 2日目

- 時間 10:00~18:00
- 会場全体来場者 48,281人
- アンケート回答者(郡山市) 722人(2日間で計1,161人)

内容

- 時間を細かく再設定し、イベントを分散させたことで、アンケート数倍増
- 安積蒸留所のウイスキーの試飲ブースも好評

4日目 日本東北遊楽日2023【試飲ブース】



安積蒸留所のウイスキーを試飲された人数

・12/9(土):10人×8枠=80人

・12/10(日):10人×9枠=90人

2日間の合計人数⇒170人

感想【抜粋】

○普段からウイスキーを飲んでる方々からは、すっきりとした飲み口、飲みやすい、けっこういい味などの声がありました。

○こんなに素晴らしいウイスキーが福島県にあることに驚き、酒造に行ってみたいとお話されている方がおりました。試飲された方の中には、すでに酒造に行ったことがある方もいました。

対応者:可樂旅遊旅行社股份有限公司

内容

- 大手旅行会社のため、ある程度の行程が決まっており、価格を抑えている
- 団体旅行の担当者であり、FIT層は別部署で対応
- 興味があるコンテンツは、デコ屋敷・緑水苑

対応者:喜美旅行社股份有限公司

内容

- 1/16の福島空港チャーター便の座席をすべて確保し、販売
- デコ屋敷、磐梯熱海、ウイスキー体験に興味あり

対応者:當代旅行社股份有限公司

内容

- 福島県をメインでツアー造成・販売
- 過去に茨城県チャーター便でホテル不足の経験から、ホテルの手配を強く要望
- 畳、クリームボックス、磐梯熱海、デコ屋敷など興味多数

別紙3

質 問 書

郡山市長 品川 万里 様

所 在 地
名 称
代表者名

(押 印 不 要)

アジア観光誘客（台湾）企画運營業務委託について、以下のとおり質問します。

1 質問内容

No.	質 問
1	
2	

※質問欄が不足した場合は、行を追加し記入してください。

2 連絡先

担当者役職・氏名		
連絡先	電 話	
	F A X	
	電子メール	

3 質問提出期限

令和6年4月3日（水）17時15分まで

4 提出先

次の電子メールアドレス宛てに提出してください。

郡山市産業観光部観光課

E-Mail : kankou@city.koriyama.lg.jp

様式1

令和 年 月 日

参加申込書

郡山市長 品川 万里 様

所在地
名称
代表者職氏名

(代表者の自書又は記名押印)

アジア観光誘客（台湾）企画運営業務委託に係る公募型プロポーザルについて参加申込
します。

提出書類（の欄をチェックし、書類に不備がないことを確認すること）

- 参考見積書
- 会社概要（任意様式。パンフレット可。）
- 商業登記履歴事項全部証明書写し（最新の登録事項を確認できるもの）
- 貸借対照表及び損益計算書（直近2期分）
- 納税証明書の写し（国税及び郡山市税）
- 様式2、様式3、様式4

様式2

宣誓書

郡山市長 品川 万里 様

アジア観光誘客（台湾）企画運営業務委託の公募型プロポーザルに係る参加資格について、下記に記載した事項は、真実に相違ありません。

記

（※ 該当項目にレ点を記入すること。）

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない
- 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）（以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中の者でない
- 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でない。
- 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でない
- 過去5年間（平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間）に、本業務と同種又は同類の業務経験を有している
- 旅行業法（昭和27年法律第239号）の必要な資格を有する者を配置している

令和 年 月 日

所 在 地
商号または名称
代表者氏名

（代表者の自書又は記名押印）

様式3

令和 年 月 日

企画提案書（表紙）

郡山市長 品川 万里 様

所 在 地
商号または名称
代 表 者 氏 名

(代表者の自書又は記名押印)

アジア観光誘客（台湾）企画運營業務委託に係る公募型プロポーザルに対する提案書類を提出します。

企 業 名	
部 署	
連 絡 責 任 者 の 役 職 ・ 氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	

以下、チェックすること。

- A4 サイズ 30 ページ上限で任意様式により企画提案内容を作成すること。
- 企画提案書に記載について、以下の内容は必ず記載すること。
 - ・各現地訪問（計3回）の内容、詳細
 - ・教育機関向け国内視察ツアーの内容、詳細
 - ・旅行会社向けファムツアーの内容、詳細

様式4 業務実績表

業務実績表

業務名	アジア観光誘客（台湾）企画運営業務委託
法人名	

類似業務実績一覧

No	業務名・自治体名	業務の概要	備考
1			
2			
3			
4			
5			

※行数が不足する場合は適宜追加してください。

※令和6年4月1日までの過去5年の期間に業務と同種又は同類の業務経験を行った主な実績について記載すると。

※同業務とは、台湾での現地商談、台湾向けのファムツアー・モニターツアーの実施をいう。

アジア観光誘客（台湾）
企画運営業務
公募型プロポーザル

審査基準

令和6（2024）年3月
郡山市産業観光部観光課

第1 審査手順

1 資格審査

市は、参加者から提出される参加資格審査に関する書類をもとに、参加者が満たすべき参加資格要件及び業務遂行能力について確認し、確認の結果、資格に満たさない場合のみ、失格の旨を通知する。

2 提案審査

(1) 提案書類の確認

市は、参加者に求めた提案書類が全て揃っていることを確認し、提出書類が不備の場合は、失格とする。

(2) アジア観光誘客（台湾）企画運營業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について審査を行い、審査項目ごとに点数を付与する。

(3) 契約候補者及び次順位者の選定

選定委員会は、評価点の最も高い提案を契約候補者として選定し、次に高い提案を次順位者として選定する。総合評価点の最も高い提案が2つ以上ある場合は、現地訪問プロモーションの合計点数が最も高い提案を最優秀提案者として選定する。

(4) 最低制限基準

最低制限基準として、選定委員会委員の合計点数が配点の合計の60%とし、60%に満たない場合は失格とする。

(5) 独自提案

仕様書に記載されている内容以上の独自提案がある場合、選定委員会委員の裁量で各項目内において、加点するものとする。

第2 審査項目及び配点

	評価ポイント	配点
基礎評価【30点】		
(1) 事業趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在までの取組を理解し、活用されている提案か ・ 事業趣旨の理解がなされている提案か。 ・ 企画提案の内容が事業趣旨と合致しているか。 	15
(2) 業務体制 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な経験や同種業務実績を有している者を配置し、業務が遂行できる人員体制か。 ・ 台湾に対する見識があり、代理営業を実施できる企業・体制か。 	10
(3) 見積額		5
事業評価【70点】		
(4) 現地訪問プロモーション	① 1回目の訪問（教育機関等）について、本事業の成果が期待できる提案となっているか。	10
	② 2回目の訪問（ITF2024等）について、本事業の成果が期待できる提案となっているか。	10
	③ 3回目の訪問（東北遊楽日2024等）について、本事業の成果が期待できる提案となっているか。	10
(5) 国内視察ツアー	招請する相手方、行程、内容、運行管理など本事業の成果が期待できる提案となっているか。	15
(6) ファムツアー	招請する相手方、行程、内容、運行管理など本事業の成果が期待できる提案となっているか。	15
(7) その他	全体の事業を通して、台湾インバウンドの誘客が見込め、本市の台湾戦略が推進できる内容となっているか。	10
合計		100

アジア観光誘客（台湾）企画運営業務に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

令和6年3月25日制定
[郡山市産業観光部観光課]

（趣旨）

第1条 この要綱は、アジア観光誘客（台湾）企画運営業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 1 募集要項、仕様書等の確認に関する事。
- 2 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関する事。
- 3 その他委員会が必要と認める事項に関する事。

（組織等）

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

- 2 委員は、産業観光部長、産業観光部次長兼観光課長、観光課長補佐、観光係長、文化スポーツ部国際政策課長が指名する者とする。
- 3 委員の任期は、本業務の契約候補者と契約を行った日までとする。

（会議）

第4条 委員は「審査基準」に基づき、申請書類による書面審査により行う。

- 2 委員は、必要に応じて質問を行う場合がある。

（守秘義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月25日から施行する。
- 2 この要綱は、本業務の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。